

時事新報

明治十八年四月廿一日
(西曆一千八百八十五年)
第九百四十八號
日曜日休刊

報東東國書局

時專報

○大政官布達第五號
今般專賣特許條例制定候ニ付專賣特許手續別紙ノ通相
定ム
右布達事
明治十八年四月十八日
大政大臣公署三條實美
農商務卿伯爵松方正義

(別紙)
專賣特許手續○第一條 專賣特許ニ關スル願書及屆書
ハ總テ地方廳ヲ經テ農商務省ニ差出スヘシ○第二條
專賣特許ヲ願出ルモノハ一個ノ發明ニ付願書ニ通明細書
并圖面各三通ニ免許料ヲ添フヘシ二人以上協同ノ一
ノ發明ヲ爲シタルトキハ其願書及明細書等ニ連署スヘ
シ○第三條 明細書及圖面ハ願人ヨリ封緘シテ之ヲ差
出シ地方廳ハ封緘ノ儘之ヲ農商務省ニ進達スヘシ○第
四條 專賣特許願書ハ左ノ諸件ヲ記載スヘシ一
發明ノ名稱二 專賣特許ノ年限三 條例ニ抵觸セザ
ル旨四 願書明細書等ニ相違ノ事實ナキ旨○第五條
明細書ハ左ノ諸件ヲ記載スヘシ一 發明ノ目的及
性質ノ大體說明二 圖面ノ解説(圖面ヲ添フルキハ)
三 發明ノ製作、構造、組成、及使用ノ方法等○願書
詳細ノ說明四 發明ノ區域五 發明人ノ族籍住所氏
名○第六條 圖面ハ番號ヲ記シ其各部ニハ片假名又
ハ數字ヲ付シテ明細書ノ說明ト符合セシムヘシ○第七
條 條例第七條ニ依リ專賣權ノ讓與又ハ分與ヲ願出ル
トキハ願書ニ通シ專賣特許證、約定書、及免許料ヲ添
フヘシ○第八條 條例第八條ニ依リ追加專賣特許ヲ願
出ルモノハ第二條及第三條ノ手續ニ從フヘシ○第九條
條例第九條第二項ノ特許ヲ受ケント欲スル者ハ其理由
ヲ詳細ニ記シ願書ニ通シ差出スヘシ○第十條 條例第
六條第二項及第十二條氏名變換ノ届出ヲ爲ストキハ農
商務省ニ於テ專賣特許證ニ裏書ヲ爲スヘシ○第十一條
條例第十三條ニ依リ專賣特許證ノ再渡ヲ願出ルトキ
ハ其理由ヲ詳細ニ記シ願書ニ免許料ヲ添フヘシ○第十
二條 專賣特許ヲ受ケタル者其願書明細書等ニ脱漏又
ハ遺漏アルコトヲ發見シテ之ヲ補正又ハ改正セント欲ス
ルトキハ其理由ヲ詳細ニ記シ願書ニ通シ差出スヘシ
願其補正又ハ改正ノ爲メ發明ノ重要事項ニ變更ヲ生ス
ルモノハ之ヲ願出ルコトヲ得ス○第十三條 專賣特許
ヲ受ケタル者約東ヲ以テ他人ニ其發明ヲ使用セシムル
トキハ雙方連署シテ之ヲ届出ヘシ○第十四條 條例第
四條第一項ニ關シ專賣特許無効ニ歸シタル後先發明者
更ニ專賣特許ヲ願出ルトキハ其年限ハ前專賣人ノ特許
年限ヲ超ユヘカラス○第十五條 附則第二項ニ依リ使
用特許ヲ受ケント欲スル者ハ其來歴ヲ詳細ニ記シ願書
ニ通シ差出スヘシ

○明治十八年四月十三日
從五位 岡部 長寬
○明治十八年四月十八日
從五位 新瀨縣令正五位勳三等 永山 盛輝
任元老院議員 三豐縣令從五位勳六等 內海 忠勝
任兵部副官 內務大書記官從五位勳四等石井 邦猷
任三重縣令 兵庫縣大書記官 從六位 櫻崎 五郎
任新潟縣令

紋任

○明治十八年四月十三日
從五位 岡部 長寬
○明治十八年四月十八日
從五位 新瀨縣令正五位勳三等 永山 盛輝
任元老院議員 三豐縣令從五位勳六等 內海 忠勝
任兵部副官 內務大書記官從五位勳四等石井 邦猷
任三重縣令 兵庫縣大書記官 從六位 櫻崎 五郎
任新潟縣令

佛清ノ構和ハ以テ佛蘭西ヲ輕重 スルニ足ラズ

佛清ノ和議將キニ成ラントスルヲ見テ一ト通り考ヘ
ル所ヲ以テスレバ元來コノ萬國ノ本ヲ尋レバ佛蘭西ノ
方ヨリ手ヲ出シテ東京ノ地方ニ事ヲ起シ遂ニ支那政府
ト直接ノ關係ト爲リテ當時ハ支那ノ方ニテモ佛國ノ敵
トナリ好マズ十分ニ勘辨シテ去年五月李鴻章トスルに
ト相會シ天津ノ條約ヲ結ビテ折衝モ復
タ佛國ノ苦情ヲ申出シテ諒山開城ノ議論ニ及ビ天津條
約中ノ一節ヲ抹殺シテリトカ、セザリントカ小兒ノ爭
ニ等シキ爭端ヨリシテ双方血塗レノ戰爭ト爲リ双方共
ニ大金ヲ費シ多人數ヲ殺シ貴重ナル物ヲ破壊シ大切ナ
ル商業工業ヲ妨ケ其結局ハ如何ト尋レバ醉狂人ノ酒
氣ノ去リタルカ如ク去年以來ノ亂暴ハ唯一場ノ夢ニシ
テ消ヘテ痕ナク笑ヲ愛コ和陸トハ實ニ小兒ノ戯ニシテ
大人ノ事ト云フ可ラズ殊ニ佛蘭西ノ方ニテハ近日津波
ノ港口ヲ少々荒ラシメテハ離レ西諒山ノ一戰ハ佛
ノ大敗ト云ハザルヲ得ズ歐洲ノ内ニ在テモ一二爭フ
強大快勇ノ國柄ニシテ相手ニ取ルモ足ラザル東洋ノ
腐敗國ニ敗レ最後ニ敗シテ、敗シタルマ、ニ和議ノ沙
汰ニ及ブトハ言路斷絶沙汰ノ限リニシテ是レヨリ佛蘭
西ノ威光ハ東洋ノ外ニ曇ルノミナラズ西洋ノ内ニ在
テ列國ノ輕侮ヲ蒙リ國ヲ立テ、自カガ守ルコトサハ困難
ナラン佛國ノ獨逸ハ國ニ中テリトリト竊ニ得意ノ顔色
スレバ彼岸ノ英國モ先ツ安心ナリト悦ビ小國ノ西班
牙ニ至ルマデモ聊カ傲慢ノ念ヲ增長スルナドノ奇談モ
アル可シ云々トハ我輩モ一寸空想シテ世間ニモ或ハ斯
ル圖書ヲ必コ畫キタル人ナキナラズ可ラズト雖也世界
ノ事ハ遠シク判斷下ダズ可ラズ淺見寡聞ノ我輩ガ獨リ
再思三思シテ前説ノ非ヲ悟リタルモノアレバ記シテ以
テ大方ノ救テ乞ハントス抑モ鄙見ヲ以テ西洋諸國ト東
洋諸國就中支那トノ關係ヲ察スルコト支那ノ文物ナリ又
武備ナリ素ヨリ以テ西洋國ノ敵トスルコト足ラズ人文ノ
程度既ニ懸隔シテ武力ノ強弱又相異ナルハ之ヲ友ト
シテ交リ之ヲ敵トシテ勝ツノ榮辱モ西洋人ノ心ニ感ス
ル所ハ左マテ顯微ナル可ラズ益友ニ交レバコソ榮譽ト
モ爲リ辱ヲ難キノ敵ニ勝テバコソ人ノ心モ誇ル可キナレ
ル西洋諸國ノ文ヲ以テ支那人ニ交リ何ノ益スル所アル
可キヤ、實事ヲ行ヒ儲テ利スルノ外ニ一利モアル可ラ
ズ、其武ヲ支那ニ耀カシテ何ノ愉快アル可キヤ、土地ヲ
押領シテ殖民ノ道ヲ開クカ新條約ヲ結ビテ利ヲ絞ルノ
外ニ目的アル可ラズ之ヲ論ヘバ段以上ノ甚客ガ俗ニ所
謂スル甚ト固執スルガ如シ其勝敗ヲ以テ甚客ノ伎倆ヲ
評ス可ラズ勝テバトア世ニ誇ルニ足ラズ敗スレバ逆聲
望ヲ損スルニ非ズ唯其甚客ガ相手ヲ佛國トラズモ因敵

雜報

○官廳彙報 森岡非農商務少輔は去る十八日兵庫縣
令奉職中の事務引繼として同縣へ出張仰付けらるる
○判事高木豐三氏は去る十八日內務省に於て同省書官
練習所の刑法講義を講授せられたり○從五位岡部長寬
氏は本月十三日特旨で位階を進められたり
○常備後備兵大隊隊制定 陸軍省は於ては常備歩兵大
隊隊後備歩兵大隊隊制定せし旨を去る十八日陸軍一
般へ達したるなり
○ゴルドン將軍の紀念病院費 ゴルドン將軍紀念の爲
め地中海のホルトセイドへの病院を設け普く各國
人民に入院し許す事は過日の紙上に記せしが米國藥港
の英國領事スタンレー氏は右紀念費の内へ出金する様
同港に居留する英國人に勧めたるよし
○交詢社員大會 府下南編町なる交詢社にては毎春春
季社員の大集會を開く例があるが本年は去る二十五日
即第四土曜日に以て向兩國中村樓に社員の大集會を開き

大會の事
と春寒漸
縣の同社
すといへ
○東京府
會開會議
せしは時
會の建議
は公用品
より建築
今までは
きは常置
京府津境
據スルに
是にして
於一二の
昨年の終
此に再述
以上に延
に加ふる
も引くの
り現る府
如き猶且
可らざる
○付八圓
其方法の
會社社主
差あるが
心附かざ
功日を期
會開設の
なり依て
を區都會
十一月五
十番は水
員はよき
無き能は
日本橋區
等頗る苦
衛生に關
るは當然
ふまじ管
も無きを
通知ある
將又飲用
大層六ヶ
會するも
以て好結
間)十六
するよ止
べし此水
東京府之
庭と會社
し許すの
取りし未
減し四十
委員にて
七圓餘)
は決し三
し議長(若
知事降場
○銅鉄採
を採掘す
移して大
○茶葉の
來互に交
を謀り外